

長野県ボウリング連盟 代議員、役員等、委員会委員及び職員倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、長野県ボウリング連盟（以下「本連盟」という。）の代議員、役員等、委員会委員及び職員(以下「役・職員」という。)の倫理に関する基本となるべき事項を定めることにより、本連盟の目的、事業執行の公正さに対する県民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公益財団法人 JAPAN BOWLING に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(役・職員の範囲)

第2条 この規程において、役・職員とは、本連盟定款第15条に規定する代議員、同第24条に規定する理事及び監事、同第30条に規定する顧問、同第39条に規定する委員会委員、同第41条に規定する職員をいう。

(役・職員の基本的責務)

第3条 役・職員は、本連盟定款第5条に規定する「目的」を達成するため、本連盟の関係規程等に基づき、職務を公正かつ誠実に履行しなければならない。

(役・職員の遵守事項)

第4条 役・職員は、暴力、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント及びドーピング等薬物乱用などの行為を絶対に行ってはならない。

2 役・職員は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。

3 役・職員は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。

4 役・職員は、補助金、助成金等の経理処理に関し、会計基準に基づく適正な処理を行い、決して他の目的の流用や不正行為を行ってはならない。

5 役・職員は、自らの社会的な立場を認識して、自らを厳しく律し、本連盟の信頼を確保するような責任ある行動を取らなければならない。

(役・職員がこの規程に違反した場合の対処等)

第5条 代議員及び役員等に、この規程に違反する行為を行ったおそれがあると認められた場合は、理事長は直ちに調査を開始し、調査の結果、当該代議員及び役員等がこの規程に違反する行為があったと認められる場合においては、会長は理事会の意見を聴取したうえで、厳正に定款第47条に基づく必要な措置をとるものとする。

2 職員に、この規程に違反する行為を行ったおそれがあると認められた場合は、前項に準ずる調査・意見の聴取したうえで、会長は減給・解雇等の必要な措置を行うものとする。

(その他)

第6条 本規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て別に定める。

(規程の改廃)

第7条 本規程は、理事会の決議を経て改廃することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 本規程は、平成25年4月28日（平成25年度第1回理事会）より施行する。
- 2 この規程は、令和6年4月1日より改正施行する。